

【足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会】会議概要

会 議 名	足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会 (令和元年度第3回)
事 務 局	子ども政策課
開催年月日	令和元年10月11日(金)
開催時間	午前10時～11時55分
開催場所	足立区役所 南館8階庁議室
出席者	(計40名) (部会員) 齊藤多江子、野辺陽子、乾雅榮、川下勝利、古庄宏吉、古性 力、 加藤真砂美、大高秀明、鳥山高章、川口真澄 (特別部会員(意見表明者)) 小谷博子、中嶋篤子、佐藤登志枝、 高祖常子、掛川秀子、三浦昌恵、 小田恵美子、中台恭子、首藤広行 (事務局) 子ども政策課長 菊地 崇 (関連部署) 就学前教育推進課長兼子ども施設指導・支援担当課長 山村研二、学校 支援課長 古川弘雄、子ども施設運営課長 森田 剛、子ども施設入園 課長 安部嘉昭、青少年課長 下河邊淳子、子ども施設整備課長 臺富士 夫、待機児ゼロ対策担当課長 櫻井 健、こども支援センターげんき所 長 上遠野葉子、支援管理課長 門藤敦良、こども家庭支援課長 高橋 徹、子どもの貧困対策担当課長 田口仁美、住区推進課長 山本克広、 地域文化課施設経理係長 吉野義浩、区民参画推進課長 寺島光大、中 央図書館長 飯塚尚美、くらしとしごとの相談センター 学習支援係長 富田真吾、保健予防課長 西山裕之、ユニバーサルデザイン担当課長 森 田 充、パークイノベーション担当課長 志田野隆史、公園管理課長 山 坂延央 (敬称略)
欠席者	(部会員) 松野美幸、秋生修一郎、(特別部会員) 飯田今日子 (敬称略)
会議次第	別紙のとおり
資料	1 審議・調査事項 (1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」に ついて <子ども政策課> (2) 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(素案)について <子ども政策課> (3) 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について <子ども施設入園課>

	<p>(4) 「新・足立区放課後子ども総合プラン」の策定について <学校支援課></p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 足立区待機児童解消アクション・プランの改定について <待機児ゼロ対策担当課></p> <p>3 情報連絡事項</p> <p>(1) 児童虐待防止推進月間（オレンジリボンキャンペーン等）の事業実施について <こども家庭支援課></p> <p>(2) 令和2年4月入所に向けた保育施設利用申込の受付について <子ども施設入園課></p> <p>(3) 学童保育室の令和2年4月入室に向けた申請受付について <住区推進課></p> <p>(4) 平成30年度「居場所を兼ねた学習支援」アンケート集計結果について <くらしとしごとの相談センター></p>
<p>そ の 他</p>	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

菊地子ども政策課長

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

私、本日の司会進行を務めさせていただきます子ども政策課長、菊地と申します。よろしくお願いいたします。

まず、開催に先立ちまして、本日、庁内で台風への対応を協議するため、急遽会場を変更させていただいたこと、大変申しわけございません。あわせまして、子ども家庭部長、松野も、水防本部の事前対応ということで、今日は欠席となること、また、管理職の一部が緊急対応等で出入りがありますことを事前に申し上げたいと思います。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に郵送させていただいておりますが、お持ちでない方は、事務局までお申し出ください。

なお、今回審議・調査事項4として、資料を追加して送付させていただきました。開催近くでの送付となり、大変申しわけございませんでした。

また、本日、席上に配付させていただいた資料は全部で3点ございます。1つ目、子ども支援専門部会名簿、2つ目、次第、3つ目、委員からいただいた事前質問に対する回答についてでございます。

以上が本日の資料になります。不足等はありませんでしょうか。

なお、席上に置いてある事業計画の冊子につきましては、閲覧用となりますので、会議終了後お持ち帰りにならないよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより「子ども支援専門部会」を開催いたします。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会設置要綱第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。

現在、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、本日の会議は、足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱に準じて、傍聴席を8席設けさせていただいております。会議中は録音、写真、ビデオ撮影等は禁止となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。ご発言いただく場合は、お手元のマイクのボタンを押していただき、お名前をおっしゃってからお話しいただきたいと思います。お話し終わりましたら、また再びボタンを押していただければと思います。

それでは、齊藤部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

こんにちは。足元の悪い中、お集りいただきまして、ありがとうございます。

本日は2時間、12時までを予定しておりますけれども、本日、審議・調査事項が4件ありますので、皆様方の協力を得ながら、時間内に終われるように努力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の案件ですけれども、審議・調査事項4件、報告事項1件、情報連絡事項4件となっております。各項目のご審議に当たりまして、委員の皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

議事の進行につきましては、従来どおり、審議・調査事項と報告事項のみ事務局より

説明をいただきます。情報連絡事項は事前にご覧いただいているという前提で、説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件に対する事前質問への回答は、その都度ご説明させていただきます。

それでは、まず、審議・調査事項の(1)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策についてを菊地子ども政策課長によりご説明をお願いいたします。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長の菊地でございます。

本日は、確保方策の考え方についてお示しをさせていただきたいと思っております。

また、次の審議事項にもなるのですが、この確保方策を含めた子ども・子育て支援事業計画(素案)についてご審議いただきたいと思いますので、あわせて、よろしくお願いいたします。

資料のほうですが、確保方策につきましては、主に第1回の専門部会でご審議いただいたニーズ調査により算出した、どのくらい必要があるかという量の見込みに対して、提供体制をいつ、どのように確保していくのかという確保方策をまとめさせていただいたものになります。

検討する事業・施設につきましては、審議調査事項の中ほどの囲みの中に示させていただいております。

1つは、教育・保育、こちらは幼稚園、認定こども園、それから保育施設に関することになります。

2つ目が、地域子ども・子育て支援事業として、①から⑬までの事業につきましてまとめさせていただいております。

本日の専門部会で確保方策をお示しをして、皆様からご意見をいただきまして、さら

に11月に予定しておりますパブリックコメントを経て、12月の第4回子ども支援専門部会でご承認をいただきたいと思います。

審議・調査事項1-1の資料に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。

資料、A4のものになります。

まず、資料1ページ、2ページ目につきましては、量の見込みの算出から確保方策に至る流れと、提供区域の地図になっております。量の見込み及び提供区域につきましては、第1回、第2回でご承認いただいた内容となっております。

教育・保育につきましては、提供区域を定めて確保策を出すということになっており、教育については1区域、保育については6区域ということで提示しております。

地域子ども・子育て支援事業につきましては、3ページの表のとおり、1区域または6区域に分割しております。

4ページ目以降は、それぞれの事業に対する確保方策となります。

4ページ、幼児期の学校教育について説明させていただきます。

そちらにつきまして、古庄委員から事前にご質問をいただきまして、内容について確認をしていたところ、誤りがあったため、修正した表でご説明させていただきたいと思っております。

事前質問に対する回答を別紙に基づいてご説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

令和2年度から横に令和6年度まで、各年度でお示しをしている数字がありますが、令和2年度の欄をご覧くださいと思います。量の見込みのところ、(A)と書いてあるところですが、1号認定と2号認定に2つ

分かれて、量の見込みはそれぞれ出しておりますが、1号認定については5,542、

(A)の欄に記載がされております。対して確保方策というものが、新制度に移行した園と移行しない園に分けて、確保方策を定めて記載し、(B)の欄、確保方策合計ということで、9,176ということでお示しをしております。

(B)から(A)を差し引いた結果、3,634ということになり、数字としては、不足なし、足りているという判断となります。不足である場合は、マイナスになりますので、三角で表示が出るということになります。見方としては、名称は異なりますが、ほかの事業についてもこの考え方は同じでございます。

ここで、古庄委員から、4ページの幼児期の学校教育記載の認定こども園の数字のところと、5ページ目に保育の区全域とありますが、この記載の認定こども園、2号の認定の数値が違っておりまして、違う原因は何かというご質問をいただいております。

結論といたしましては、教育と保育の4ページと5ページの表のところそれぞれ認定こども園確保方策としてダブルカウントしておりました。大変申しわけございません。それぞれ分けて記載をしていたことがございましたので、改めて国の手引を確認して修正をさせていただきました。修正した箇所は赤字で記載をさせていただきます。

確保方策の結論といたしましては、4ページ、1号認定につきましては既に量の見込みに対して十分な供給量が確保されていて、不足なしということで、確保されているということです。

一方、2号認定、教育を希望されるという方の欄を見ていただくと、令和2年度、3年度に供給量が不足しており、令和2年度でい

いますとマイナス58、令和3年度でいうとマイナス16ということで、若干不足しております。ただし、令和4年度以降、この量は確保される見込みでございます。

また、教育だけではなく、5ページの保育を含めた2号認定という全体で見れば、全ての年度で量の見込みに対しては確保されております。

引き続きまして、修正した今の資料の5ページ目、保育のほう、下のページもご覧いただきたいと思っております。

修正後の保育についてですが、若干修正をさせさせていただいた中で、区域全体では量の見込みに対して十分な供給は確保されているという結果は変わらないということで判断しております。

さらに、6ページ目、もう1ページお開きいただきたいと思っております。

提供区域を6つに分けてお示しをしておりますが、各提供区域についても、過不足欄のとおり、量は確保されております。

6ページの下の確保方策の内容のところ、若干説明をさせていただきたいと思っておりますが、提供区域1のご覧いただいている千住地域、より詳細に分析をしている中で、建設中のマンションから局地的なニーズに対応する必要があるだろうということで、小規模保育A型1施設を整備すると判断をさせていただいております。

3号の1、2歳については、表の太枠にありますように、令和2年度17名から令和3年度30名と、13名の増を図る計画とさせていただいております。加えて、0歳も令和2年8名から令和3年度14名で6名増員を図ります。太枠が3号の1、2歳に絞って示してしまっているのが、大変わかりにくくて申しわけございません。0歳も含めて小規模保育A型1施設として、あわせて19名増

員を図る結論となります。このほかの区域につきましては、新たな確保方策は予定しておらず、今後のニーズの動向などを注視してまいります。

なお、現在第1期の子ども・子育て支援事業計画のもと、待機児童解消アクションプランを個別実施計画として策定をしております。今作成している第2期の事業計画のもとでも同等の実施計画を策定して、保育の供給量を適切に管理していくこととなっております。

以上が保育となります。

7ページ以降は、地域別に分け修正しましたので、差しかえ後ご覧いただきたいと思っております。

資料の12ページ、地域子ども・子育て支援事業に移りたいと思っております。

まず、学童保育と子育てサロンにつきましては、住区推進課長からご説明させていただきます。

山本住区推進課長

皆さん、こんにちは。住区推進課長の山本でございます。

学童保育室と子育てサロンについて説明させていただきます。

ただいまの資料の12ページをまずご覧いただきたいと思っております。

(2)①の学童保育室、ご覧の表は全区的な表でございます。学童保育室はご存じのとおり、小学校1年生から6年生までの小学校の放課後の保育が必要なお子さんを預かる事業でございます。これについて、まず、ニーズ調査に基づく量の見込みは、令和2年度の5,839名から令和6年度まで、ご覧のとおりとなっております。それぞれ低学年と高学年との内訳をお示ししております。それに対する確保方策ですが、年度当初、受け

入れ可能数、これは学童保育室、現在足立区に101か所ございますが、その受け入れ人数の合計でございます。

5,122人から徐々に増やしていきたいと考えてございます。これだけでは量の見込みを確保できませんので、その下の児童館特例利用、ご家庭に学校から戻らずともランドセルをしょったまま児童館に行き放課後を過ごすことができる児童館特例利用も、学童保育室に主には入れなかったお子さんとか、学童保育室は希望しませんが、午後は児童館で過ごさせたいという方用に、令和2年度の961名から確保方策をとってございます。これに伴いまして、量の見込みは確保できております。

ちなみに、表の一番下に過不足244と多めになっておりますが、これは学童保育室101か所あるといいましても、保育園などと違いまして、小学生ご自身の足で歩いていただく範囲というものは限界がありますので、お近くの学童保育室がもう定員いっぱい、少し離れたところに空きがあったとしても、そこまでは歩いては行けない。そういう事情のときに、逆に空きができる学童保育室もございます。そういったところの積み重ねで244などの数字がでございます。

あとは、下のほうの文章になりますけれども、今後は足立区全体では確保方策はとっているとしても、それぞれの地域で待機児童が発生しているということもありますので、そこをつまびらかにしまして、学童保育室の定員、増設等で定員を増やしていきたいと思っております。それが表の中の年度当初受け入れ可能数が令和2年度が5,122名、令和3年度が5,242名と増やしていくことを今後検討してございます。

以下、13ページからは、千住地域をはじめ6つの提供区域をお示しさせていただきます。

ましたが、同じような考えとなっております。提供区域6、16ページの新田地域まで学童保育室の確保策となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、17ページの子育てサロン事業にまいります。

子育てサロンは、主に0歳から3歳までのお子さんを持つ親の方、保護者の方、もしくは妊娠中で、これからお父さん、お母さんになろうという方々が立ち寄っていただいて、子育ての情報を得たりとか、お子さんがいる方はお子さんを遊ばせたり、また、お父さん、お母さん同士で交流をしたりというところの場所ですが、さらには、しつけや離乳食等、もしくは虐待とか、そういったことも含めて相談とか、悩みの解決という場ではございます。それぞれ児童館にある子育てサロン、あとは、保健所などに入っています単独型の子育てサロン、あとは千住にありますポンテポルタ内にある子育てサロン、商業施設型の子育てサロンと呼んでおりますが、それぞれニーズとか、利用者の形態などにあわせて子育てサロンをご用意してございます。

それについてのニーズ量と確保方策は17ページの表にありますとおり、量の見込みは28万5,763ということですが、確保方策は46万9,000人以上と確保してございます。

後ほど、事前質問にもございましたので、ご報告させていただきましたが、児童館型、単独型、商業施設型等、子育てサロンの機能の役割も違いますので、それぞれ若干の余裕をもたせた結果、このような数字となっております。そちらが提供区域6まで、21ページまで続いてございます。

私からの説明は以上でございます。

菊地子ども政策課長

では、子ども政策課長より、引き続き22ページをご説明いたします。

平日の定期的な延長保育事業、18時30分以降のニーズについてになります。国の手引きに基づきますと、延長保育の量の見込み、確保方策についての時間割、区域の概念はございません。この考えにしたいと、令和2年度当初の利用につきましては、既に量の見込みを上回っており、量的には確保しているという結果となります。ただ、足立区として、より詳細にニーズを把握するというところで、時間別の延長保育ニーズについても検討しております。

22ページ、23ページ以降に記載させていただいております時間別、提供区域別の量の見込みに対する確保についても21時までの供給量は確保している結果となっております。

もう1点ここでご報告でございます。26ページをご覧ください。

ニーズ調査では、21時以降の量の見込み部分を出しましたが、詳細に分析をした結果、調査回答の際に、希望の延長保育時間を24時間単位で回答していただくべきところ、12時間単位で回答された可能性が高い方が9割弱この中にいらっしゃったということで、適正な見込みとして判断ができないということがございましたので、21時以降のニーズは参考の表記とさせていただいております。しかしながら、一定のニーズはありと見込まれますので、今後は民間のベビーホテルなどの活用状況を把握しながら、必要に応じて21時以降の延長保育について検討していきたいと考えております。

続いて、27ページになります。幼稚園の一時預かり等の利用についてでございます。これにつきましては、右の枠に記載させていただいておりますが、既に量の見込みに対す

る十分な供給量は確保されていると考えております。ただ、今後も一時預かり事業の制度充実を図っていききたいと考えております。

27ページ下段、幼稚園在園児を除く定期の一時預かり等の利用についてでございます。こちらにも既に量の見込みに対する十分な供給量は確保されていると考えております。詳細な内訳につきましては、次の28ページをご覧ください。

それぞれの積算の結果が確保方策の合計となっております。なお、ファミリー・サポート・センター、子ども預かり・送迎支援事業は、提供会員、またはサポーターと、それぞれの年間平均稼働日数をもとに、未就学児を対象として算出させていただきます。今後も、認可保育所における一時預かりを継続していくほか、子育てホームサポーター、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員の皆様の確保と、サービスの質の向上を図ってまいります。

次に、29ページをご覧ください。

こどもショートステイ事業及びファミリー・サポート・センター、子ども預かり・送迎支援事業の小学生分につきましても、既に量の見込みに対する供給量は確保されていると考えております。

なお、ファミリー・サポート・センター、子ども預かり・送迎支援事業（小学生対象）につきましては、回答のサンプル数が少なかつたため、ニーズ調査によらず、下部にありますように、実績の動向等から量の見込みを算出しております。

続きまして、30ページをご覧ください。病気の際の対応につきまして、記載のとおり、それについても既に、量の見込みに対する供給量は確保されていると判断しております。病後児保育につきましては、認可保育園2園での実施を継続していくほか、病児保育につ

きましては、東部地域病院内の病児保育の実施の状況ですとか、在宅型の病児保育での今後の利用助成の状況を見ながら支援を進めてまいります。

続きまして、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会、その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業につきましても、ニーズ調査によらず、量の見込みに算出しております。

なお、⑧事業以降⑬事業まで、同様にニーズ調査によらず量の見込みを算出しております。算出根拠といたしましては、平成30年度の実績をもとに、過去5年間の相談件数をみて増加率を出すなどして、見込みに反映させております。確保方策に対する考え方については、記載のとおりとさせていただきます。

続いて31ページになります。

要保護児童対策地域協議会の開催、また、児童虐待予防講座等の実施についてとなります。量の見込みの算出根拠につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、乳幼児全戸訪問事業でございます。量の見込みの算出根拠といたしましては、人口推計の当年出生数に訪問率を掛けて算出させていただきます。

続きまして、32ページ、⑩番、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。こちらの量の見込みの算出根拠としましては、人口推計の当年出生数に流死産の割合である1.15を掛け、そこに平均受診回数1.2回を掛けるということで算出させていただきます。

続きまして、⑪番目の利用者支援に関する事業でございます。量の見込みについては適切で的確な保育サービス、子育てサービスなどの選択、利用につながるよう支援していくということで、特定型ということで保育コン

シェルジュが1か所、妊娠期から切れ目のない母子保健事業を推進していくことで、母子保健型ということで、保健予防課と各保健総合センターをあわせて6か所としております。

続きまして、33ページの⑫、⑬につきましては、前回まで審議会でお示しをできておりませんでした。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業ですが、保護者の世帯所得の状況と勘案して、特定保育、教育・保育等に関して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または幼稚園の参加に要する費用等を助成する事業となります。幼児期の学校教育の量の見込みでお示しをした1号、2号の認定に対しまして、それぞれ実績に基づく対象者の割合を乗じて算出をしております。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の一つ、新規参入施設等への巡回支援については、教育・保育施設地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して事業経験があるもの、例えば保育士のOBなどを活用した巡回支援を行う事業です。

記載にあるとおりとなりますが、業者の公募などにより新規参入があった場合、個々の状況に応じて適切な支援を実施していきます。

もう1つの事業、認定こども園特別支援教育・保育経費ですが、特別な支援が必要なお子さんに対する私学助成ですとか、障がい児保育事業の対象とならない方に対して、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配を促進するための事業となります。

現在、その他の私学助成ですとか、障がい児保育事業で実施をしているということで、この事業に対する実施は区内ございません

が、事業の実施に当たっては、国や都の動向を踏まえて実施していきたいと思っています。

主な説明は以上になります。

引き続きまして、事前質問について回答をさせていただきたいと思っております。

事前質問に対する回答をご覧ください。

古庄委員からご質問もいただいております。担当の課から回答いたします。

まず、質問の1番目ですが、審議・調査事項の中の確保方策についての数値が違う部分、どうしてかということですが、先ほど説明をさせていただきました。次に質問の2番になります。

4ページに記載のある幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)とはどういう意味ですか、また、その数値が当初1,756人となっておりますが、これに関してを教えてくださいというものです。

これは幼稚園を利用して、年間を通してかつ長時間実施をするということで、預かり保育を実施できる1日の人数を示しております。数字といたしましては、令和元年5月に実施をした幼稚園現況調査というものがございまして、そちらからこの調査結果の中で各園から回答のあった預かり保育における担当職員の数と預かり保育における担当者1人当たりの幼児数等の記載がありましたので、そちらから出させていただいております。

次に、質問の3番目です。5ページの令和5年度に認定こども園の数値が前年度変わっているということで、私立認定こども園、区立を民営化するのですか。また、4ページの令和5年度の認定こども園の数値が変わっていないのはどうしてかというご質問です。

令和5年度に民営化を予定している元宿

こども園がございませう。4ページの①の幼児期の学校教育で、誤って区立のまま計上しておりましたので、令和5年度以降の数字を修正させていただきます。

なお、確保方策の合計には影響はございません。

次に、質問の4つ目です。5ページ目、幼稚園の預かり保育の定員を保育の定員に含めて保育の確保方策ということではありませんかというご質問です。

国の手引によりますと、共働きなどの家庭のお子さんの幼稚園預かり保育の利用希望の取り扱いについては、幼稚園の認定こども園へ移行、または幼稚園における長時間及び通年の預かり保育により適切に提供体制の確保方策を講じるということになっておりまして、教育の確保方策に含めております。

続きまして、質問5つ目です。5ページ目の量の見込みに対して定員が過剰になっている。定員が余ってくる。施設の定員が過剰ではないか、過剰な定員は施設を減らして対応するのかという質問でございます。

待機児解消のために、地域、年齢で定員等に余裕が必要だということを前提としています。0・1歳児につきましては新生児、育休明け等の児童の年度途中の受け入れが十分できておらず、0・2歳については、必要な定員と考えております。一方、3から5歳児につきましては、古庄委員のおっしゃるとおり、量の見込みに対して余剰が少し多く出ております。これは主に新設の認可保育所において就学前の持ち上がるべき定員が必要であるということが1点ございます。ただし、2号認定で保育を希望する方の受け皿が若干不足している結果にもなっておりますので、その方々が多少保育に流れ込む可能性はあろうかなとは思っております。

また、令和2年度以降、幼児教育、保育の

無償化や、オリンピック・パラリンピック開催後の経済状況が保育ニーズに与える影響というものですとか、預かり保育の普及状況を踏まえて、本事業計画の短期の実行計画というものを別途対策をしていくよう思っております。その中で、量の見込みと実績の乖離が著しい場合につきましては、利用定員の変更ですとか、需要調整の方策を個別計画の中で検討していくとなっております。

なお、空き定員が集中したことで経営状況に特に大きな影響が生じるというような視点につきましては、令和2年度中の臨時的な定員変更を検討してまいります。

山本住区推進課長

それでは、質問の6、7、8を住区推進課から説明させていただきます。

まず、質問6は、先ほどの調査事項1の1の13ページをご覧いただきたいと思っております。

ご質問は、この中で放課後の居場所の選択肢が多様化しているにもかかわらず、学童保育室への入室可能数が毎年伸び続けていると記載されています。学童保育室では、量の見込みは令和2年度から年々減少していますが、この見込みでよいのでしょうか。また、選択肢が多様化しているとは、どのように状況を示しているのかというご質問です。まず、申請数が伸び続けている部分についてです。ご覧のとおり、過去の学童保育室の申請実績を書かさせていただきました。29年度は5,124人、30年度が5,152人、今年度が5,343人と増えております。それに対しまして、12ページの表の量の見込みは、令和2年度5,839名から確かに徐々に減ってございますが、実はこの5年間の全てがこれまでの実績を上回っております。そういったことから、申請数が伸び続

けている状況、対応が必要だというふうに分析させていただきました。

その次の選択肢の多様化というのは、学童保育室のほかにも児童館特例利用、放課後子ども教室、あとは、地域学習センターにおける子どもの居場所なども徐々に整備してきております。また、民間の塾や習い事等の過ごし方もあるということで、多様化する中でも学童保育室に希望が増えているということをおし上げてございます。

次の7番になります。同じ学童保育の部分で、提供区域ごとの表では、児童館の特例利用の登録数に大きな差があり、中にはゼロの地域もあるのはなぜでしょうかという問いに対しましてです。

まず、児童館特例利用数の差は、学童保育室によって入室できないお子さんが多くいる提供区域では、他の放課後の居場所の選択肢として児童館特例の利用をお勧めする必要があるため、人数が多くなっています。要は、学童保育室の需要と供給の差が児童館特例のほうに反映しております。一方で、提供区域6の新田地域では、量の見込みを学童保育室の受け入れ可能数だけで確保できている事情があります。そこで、あえて児童館特例、利用する方はいらっしゃるはずなんですけれども、確保策としては算定しなかった次第でございます。

次に、質問の4ページ8は、子育てサロンになります。18ページをご覧いただきたいと思います。

「子育てサロン全体では、量の見込みに対して定員の確保は十分にありますが、商業施設内単独型、児童館子育てサロンとでは役割が大きく違い、事業内容も異なっています」と記載されています。「役割は大きく違い、事業内容も異なっています」の部分を教えてくださいというところになります。

次の質問のほうの4ページをご覧ください。確保策の18ページをご覧ください。

主に3つのタイプで整理してございますが、まずは商業施設内の子育てサロン、子育ての悩みなどを自覚していない方、遊ばせることも特に必要としていない方、ですので、ニーズ量には出てきていない数字かもしれません。ただ、商業施設ポルテポルタなどに設置しておくことで、ベビーカー置き場もありますし、ボールプールもありますので、買い物時にたまたまそこを通りかかって、利用してみたいというような雰囲気をつくってございます。そこを利用しているうちに、ほかの親子の姿を見たりとか、相談員と接したりする中で、悩みや問題等を解決していく、これはご自身ではない気づきや発見の役割ということがあります。そのために専門スタッフがいます。

次に、単独型の子育てサロン、保健センターとか、小学校などに入っているものもございます。そこは子どもの遊びに来ていただくほか、相談をしたいという意図を持った親の方が利用する場所と捉えています。こちらは専門スタッフがいて、問題を解決するために寄り添った対応をさせていただいております。

最後に、児童館の子育てサロンです。ここは居場所スペースとして遊び、また、お父さんお母さん同士の交流の場を提供していません。特に専門スタッフ等は配置していません。このような3つのタイプがございます。

以上です。

菊地子ども政策課長

続きまして、質問の9番目になります。確保策の22ページ、平日の定期的な延長保育事業、1万人以上定員が過剰になっていると

ということですが、このまましておくのですか。ご質問のとおり、量の見込みについては1万人以上足りているということになります。ただ、これはあくまで保育園の最大限での供給可能な数ということで、確保策として出しているもので、受け皿としてはこの数を維持していきたいと考えております。働き方が多様化している中では、勤務時間対応等含めて、延長時間の体制についてはニーズを踏まえて対応していきたいと考えております。

質問の10番目、確保策の27ページになります。幼稚園在園児の一時預かり等の利用について、幼稚園で実施されている預かり保育のことでしょうか、どのようにこの量は把握されているかというご質問です。こちらは幼稚園を利用して預かり保育を実施できる年間の延べ人数を指しております。先ほどもご説明いたしました5月に実施した幼稚園現況調査において回答のあった内容に年間実施日数を掛け合わせて求めているといった内容となります。

続きまして、5ページ目、質問11番目、本体の確保策33ページの⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、この事業内容を教えていただきたいということで、10月1日から幼児教育・保育の無償化に伴って、記載だけではなく、低所得世帯を対象という記載に加えて、第3子以降の家庭に対する給食費の補足給付もこれに含まれるのではないかとということで、委員お見込みのとおりでございます。多子世帯の部分、記述が不足しておりましたので、これをつけ加えて後ほど説明をさせていただきます。

最後、12番目でございますけれども、33ページ、⑬のこの制度について、イの認定こども園特別支援教育・保育経費の事業内容を具体的に教えていただきたいということです。

先ほど説明でもお話しをさせていただきましたが、健康面や発達面において特別な支援が必要なお子さんを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員加配など必要な費用の一部を補助する事業となりますが、その他の私学助成ですとか、この制度外になってしまったものに対して実施するというもので、当区においては実施の実績はございません。

ご質問に対する回答は以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件についてご意見をお願いいたします。

高祖委員、お願いします。

高祖委員

2つあります。ごめんなさい、ちょっと今の内容と一致していないんですけれども、まさにきょうも皆さん防災の服装でいらして、別な会議室で会議されているということなんですけれども、あしたのような巨大な台風のときに、保育園が休みにならないと親が休めないみたいな話もあります。そもそも通園する親子が危険だし、あと、保育士さんも危険なので、区としての考え方を示したくないと、各園ごとに対応するのが大変難しいという声もたくさん聞いております。足立区として、今まさに検討している最中なのかもしれませんが、その考えと、あした体制をどのようにするかというところをお示しいただきたいところです。

あと、もう1つは、22ページに平日の延長保育についてのお話がありましたが、国の方針が出てから考えるのかもしれませんが、土曜日の保育人数ということで、かなり園ごとにばらつきがある。そのために保育士さん

の適正な配置が難しかったりするというような話が出ています。地域で近くの保育園同士が連携してどちらかの園で預かるとか、保育するという話も出ていますが、足立区として考えを集められていたりとか、取り組みを検討されていたりするとか、その2点を教えてください。

菊地子ども政策課長

では、子ども政策課から回答いたします。1点目の防災について、先日の台風15号などでの千葉市の対応などを新聞記事でも拝見いたしました。足立区においては水害は、避難勧告や、一定レベル以上のものが出た場合に臨時で対応するという区立園の基準がございます。私立園には情報提供をさせていただいて、区立に倣っていただく、こういう方式で足立区はやっております。

ただ、台風に関しては、昨今交通機関が計画的に運休となる。電車が停まるということは今までございませんでした。また、台風の影響で、水害の影響が出そうですし、今まさに検討しており、必要に応じて休園の方針も出させていただくと同時に、保護者の方ご自身、お子さんも含めた安全確保が第一でございますので、ご協力いただけますよう、事前に各園からお願いをしている状況でございます。

2点目の、土曜日保育での、各園のばらつきがあるということですが、区立園においては、事前に申し出があり何人ご利用されるかわかっているところを踏まえております。職員のローテーションを組んでおります。地域連携というところは、今のところ進んでおりません。保育士が日々かかわっているお子さんとの関係性もございます。違う保育士がというところの課題などもあると思いますので、そういう課題を踏まえて、ただ、

効果的に効率的にやっていくという中ではそういう考えもあろうかと思っておりますので、今後のあり方については検討させていただければと思っております。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

古庄委員。

古庄委員

事前質問の回答をいただきましたけれども、そのところで何点か確認をしたいところがあります。

まず、1つは、質問の2のところ、幼稚園預かり保育で、長期、通年がありますが、これはそうすると、何人掛ける何人になっているんですか。

菊地子ども政策課長

個別の園ごとの数字というのは持ち合わせておりません。後ほどご回答させていただきますと思います。申しわけございません。

古庄委員

そして、ここの4ページのところにありますように、2号認定で、教育を希望する方は、量の見込みとして確保方策が十分ではないということですよ。それについては、幼児教育の無償化ということで、新たに1、2号の認定をされていると思いますけれども、私どもの園を見ても、大分希望者が増えているということですから、この確保をできるような施策をぜひお願いします。

菊地子ども政策課長

先ほど区への質問にも関連するかもしれませんが、量の見込み、確保方策ですが、各園から現況調査からお子さんを見る

先生と実際預かっているお子さんの数等でございますので、もう少し余力があるのかどうかということをもた確認させていただきます。また、施策をどのように進めるかが各園の課題となっていて、方法を改善するためにどのようなことができるのか確認をさせていただいた上で、必要なニーズも高まっておりますので、そこに応えられるように区としても施策を見ていきたいと考えております。

古庄委員

ありがとうございます。幼稚園が保育を必要とする方を幾らかでも預かれるような施策をすることが過剰な施設をつくらなくていいということにつながると思っていますので、ぜひお願いいたします。

そして、もう1点ですが、5ページのほうからは、保育、区全域の表があります。そして、4ページのほうは、教育のほうということに分けていますけれども、教育のほうに2号保育の方の数がありますけれども、その数はそれ以降の保育のほうのところにも入っているのでしょうか。

菊地子ども政策課長

あくまで学校教育のほうは学校教育の部分、保育の部分は保育ということで、ダブルカウントがなく記載しております。

古庄委員

それは確保の方策の部分でしょうか。量の見込みはどうか。

菊地子ども政策課長

確保策と同じで、量の見込みも別でございます。

古庄委員

続けてで申しわけないですが、先ほど学童保育の説明がありましたが、児童館の特例利用というのは、学童保育室に入れなかったというときの利用と、希望されてもそこに入れなかったので、児童館を利用しているというのが主な理由と読めるんですが、そうすると、地域によっては学童保育が十分にあるのに、地域によっては学童保育が十分でないという状況がここに示されているということでしょうか。

山本住区推進課長

地域によっては学童保育の受け入れと児童館が近くにある、近くはないという状況が発生していますので、これが発生しています。空白地域等がないように、学童保育室のほうで整備等を考えていきたいと思っております。

古庄委員

ということは、特例利用がある地域については、学童保育を整備していくことが望ましいということでしょうか。

山本住区推進課長

おおむねそのとおりです。

古庄委員

では、そのような計画を立てていらっしゃるんですか。

山本住区推進課長

実際には需要とか毎年動いていきますので、5年間では大筋を立てますが、例えば足立区のどこどこ小学校の付近に必要なかどうか、そういったことを毎年検討していきたいと考えております。

古庄委員

あともう1点、続けて申しわけありません。質問の9番のところなんです、これもお答えをいただきましたけれども、平日の定期的な延長保育事業、1万人以上がなっていますということですが、実際はそんなに需要がないので、ということは、定員があるということは、その分人の配置もしているということですか。配置はしていない。

菊地子ども政策課長

ここで記載しているものは、最大限の枠となります。実際はここまでの配置にはなっていないという理解です。最大預かれるとすればこの数字ですが、実は預かっている数はもう少し小さいのかなと思います。

古庄委員

おっしゃるのは、定員があつて、ではその分人の配置もしていないし、その分の人のための費用は発生していないということでしょうか。

菊地子ども政策課長

人の配置はしていないということです。

古庄委員

はい、わかりました。
以上です。

齊藤部会長

川下委員。

川下委員

何点か聞かせてください。

まず、5ページのほうから以降、保育の状況が書かれています。量の見込みに対して十

分足りているというのが令和2年度からずっと続いていると思います。これは4月1日現在ということの捉え方でいいのかどうかということです。つまりもう令和2年4月1日には、待機児童がいなくなるという考え方でいいのかどうかということをもとに1点確認をさせていただきたいと思います。

続いて、古庄委員の質問の回答にもあるんですが、問いの5のところ、回答のほうの下から2行目の部分で、なお、空き定員が集中したことで、経営状況に特に大きな影響が生じた施設については、令和2年度中の臨時的な定員変更を別途検討しますというふうに書かれているんです。例えば、もう令和2年ということ、来年の話ですので、具体的にどうしているのかということを開かせていただきたいと思います。

あと、問いの9、古庄委員からの質問があったとおりのんですが、延長保育について、非常に量の見込みを上回っての整備状況、1万人を超えるということです。今も、人もお金もかかっていないんですというような回答がありましたが、実際に保育現場のほうとしてみれば、例えば、突然の利用、一時的な利用等を想定すると、当然職員を確保しないわけにはいかないと思っています。私どものところであれば、通常はもう7時半にはいないんですが、一応8時半までは開所するという約束になっていますので、当然突然の利用があれば、職員を何らかの形で確保しなければいけないという事情があります。ですから、まず、どこの施設でもきっと定員があれば、その人数に対応できるような仕組みだけはしていると思います。

ですから、何を言いたいのかということ、長時間の職員を当然確保していかなければいけない事情があるので、ぜひ定員事態を見直せば、もう少し保育士さんの確保策等にも有

効ではないのかなと思うんです。朝の7時から夜の8時半まで通常に働くことがありますよと言って職員の募集をするよりも、例えば最長でも7時半までしかありませんよというような形で職員を呼びかければ、当然希望する職員は増えてくると思いますので、その辺も含めて人数を調整をしていただきたいと思えます。

以上、ちょっと質問と希望と。

櫻井待機児ゼロ対策担当課長

待機児ゼロ対策担当課長から2点ほど回答させていただきます。

まず、1点目の令和2年度の時期、基準日でございますけれども、4月1日付で考えております。需要を満たすということから、来年4月には待機児童の解消は実現できると考えているところでございます。

もう1点目の古庄委員からの質問の中に出てきていた経営状況等による検討内容でございますけれども、具体的に何が決まっているかというものではなくて、来年の保育需要の上昇とか、状況を見させていただいて、さらに各団体とヒアリングなどを考えながら、何か方策を考えていければなというところで、具体的なものがあるかというところ、今後まとめていくというような状況でございます。

臺子ども施設整備課長

子ども施設整備課長です。今の補足でございます。経営状況等の部分で、保育園が維持していかなければいけないというところがありますので、その辺も考慮させていただいて、定員を減員といいますか、そういったところもあわせて考えていきたいと考えています。

齊藤部会長

それでは、ほかにご意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

ないようであれば、審議事項になっておりますので、本案のとおり進めていくかどうかというところになるんですけれども、ご異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

齊藤部会長

それでは、異議のないものとして進めさせていただきます。

続きまして、審議・調査事項(2)です。第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(素案)について、菊地子ども政策課長よりご説明をお願いいたします。

菊地子ども政策課長

引き続きまして、子ども政策課長菊地からご説明いたします。

1点、修正のお願いとなります。先ほど使わせていただいた資料、事前質問に対する回答資料が、古庄委員からいただいた質問に、お名前等記載させていただいておりましたが、これでは古庄委員が回答しているように見えてしまいますので、後ほど修正させていただきたいと思えます。大変申しわけございませんでした。

それでは、引き続きまして、第2期の子ども・子育て支援事業計画について説明をさせていただきます。

審議・調査事項の(2)、資料の2ページ目をご覧ください。

計画期間につきましては、先ほどの量の見込みと確保方策で示す期間と同一の令和2年度から6年度、5年間となります。計画策定に当たっては、3つの点に留意して進めて

おります。1点目、子ども・子育て支援法第61条に基づく市区町村子ども・子育て支援事業計画として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援対策を内容とする市区町村計画を兼ねるものとして一体的に策定することであること、2つ目として、国が示した基本指針の意義ですとか、必須・任意記載事項を踏まえたものとする必要がある。最後に、この基本構想、また、基本計画など上位計画や関連する計画との整合を図ったものであること、この3点となります。

それでは、ここからは別添の審議・調査事項(2)の1、冊子のほうをご覧ください。

まず、第1章につきまして、3ページをご覧ください。

第1章は計画策定の背景や、位置付けを記載させていただいております。これまでの第1期を振り返って、足立区の取り組みについて1ページにまとめさせていただいております。

第2章ですが、区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題としてニーズ調査や区の保有するデータから読み取れる題材としております。

25ページから27ページですが、前回の専門部会でご審議いただいた第1期を振り返っての成果分析を記載させていただいております。

続きまして、第3章、36ページをご覧ください。

席上、画面でも表示をさせていただいている背景図、こちらが第2期の基本目標、体系をお示ししております。こちらも前回ご審議いただいた施策の体系となります。この体系をもとに、第4章、施策別に記載をしておりますので、後ほど施策ごとにご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、第2期の今後の事業計画の評価、指標について、38ページをご覧ください。

第4章でお示しする8つの施策ごとに成果指標、施策につながる39の事務事業に活動指標をそれぞれ設定して、施策や事業の進捗を可視化してまいりたいと考えております。今回についてはこれまでどおり各年度で評価を専門部会にてご審議いただき、公表してまいりたいと考えております。

続きまして、第4章に移ります。施策別の現状と今後の方向性ということで、実現するための事業を記載しております。

41ページをご覧ください。

施策の1-1となります。体系図にもありますとおり、子どもの心身の健全な発達の支援となります。生活習慣、食習慣の定着における現状と今後の方向性をお示しし、今後の方向性の欄では課題と課題に対する取り組みを記載しております。

この方向性を実現していくために、43ページをご覧ください。

各事務事業がこの下にぶら下がっております。事務事業といたしましては、今ご覧いただいている43ページ、44ページにあります7事業となっております。

ここで1つ報告です。44ページに、一番下のところ、「再掲」という記載があります。これは施策の内容から事業が複数の施策にかかわる場合に用いております。主となる施策以外に関連した施策がある事業について、便宜上関連施策となる事業名のところに再掲と記載しております。

就学前教育の推進については、主となる施策は1-2の就学前からの学びの基礎づくりとさせていただいておりますが、施策1-1にあります運動遊びの推進という内容とも関連がございますので、施策1-1を便宜上

再掲としております。

施策1-1はこの7事業で構成され、それらの事業で活動指標を定めております。こちら43ページ、44ページの表の中に記載させていただいております。

それぞれの事業の活動の結果として、この施策、子どもの心身の健全な発達の支援の成果として、43ページにお戻りいただきたいと思いますが、3つの成果指標で図ってまいります。

1点修正がございます。43ページの結果、各施策のページにございます成果指標の中の現状値ですが、令和元年度と記載しておりますが、平成30年度が正しいものとなりますので、各施策のページの成果指標について修正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

なお、第1期計画から変更した事業として、5番目の図書館のアウトリーチ事業、44ページ、課題にある図書館に来られない方、来ない等に対して図書館のアウトリーチ型の読書推進活動を実施する事業といった内容となっております。

続きまして、45ページ、施策の1-2です。就学前からの学びの基礎づくりについては、施策の方向性であります教育・保育の質の向上と小学校教育へのつなぎとして、第1期計画の事業を一部統合して2つの事業で構成しております。各施策の適切な運営と教育・保育の質の維持向上の観点から、「足立区教育・保育の質ガイドライン」を活用するということと、5歳児クラスと小学校入学後4、5月くらいまでのお子さん方の円滑な接続を一層進めるという観点から、「足立区幼・保・小接続期カリキュラム」というものをそれぞれ活用して、施策1-2就学前からの学びの基礎づくりというものを推進していきます。

成果指標につきましては、47ページに記載されているとおりになっております。

続きまして、48ページをお開きください。施策1-3になります。特別な支援を要する子どもの状況に応じた支援となります。発達支援児に対する事業を、3番目の発達支援児の総合的な支援として事業の統合を図りましたが、取り組む事業としては変更はございません。発達に特別な配慮を必要とするお子さんの早期発見、早期支援に取り組んでまいります。このほか、外国につながるお子さんへの支援という内容の記載も新たにしております。増加が見込まれるこのようなお子さんに対しまして、関連所管が連携して支援に当たれるような取り組みを始めてまいりたいと考えております。

続きまして、51ページ、施策の1-4でございます。

子どもが社会と関わる力を育むための成長支援となります。柱立てになる「自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人」に直接つながっていくと考えられる施策となります。子どもの自己肯定感の向上につながるような子どもたちの成長の糧となる多様な体験活動、こちらをギャラクシィの事業ですとか、大学と協働を進めている体験活動に関する連携事業、足立区放課後子ども教室を実施するとともに、将来的な地域の担い手となるジュニアリーダーの育成を進めてまいります。

52ページをご覧ください。

体験活動に係る成果指標というものを新たに設定をし、子どもたちの可能性を広げてまいりたいと考えております。

続きまして、53ページ、施策2-1となります。

妊娠から出産、子育てまで切れ目なく支える、この施策では、第2期計画でもキーワ

ードとして、「つなぐ」という視点を新たに
加えております。こんにちには赤ちゃん訪問事
業、ファミリー学級、子育てサロン事業とい
うものは継続しつつ、保育コンシェルジュの
機能を拡大し、この施策に事業としてぶら下
げております。そのほか保育コンシェルジュ
は保育の施設案内を主たるサービスとして
展開してはいましたが、一歩進めまして、保
護者が抱えるほかの悩みについても適切、か
つ円滑に利用できるように相談を受け、その
方々のニーズに応じた関連機関へのつなぎ
というものを主たるサービスに加えまして、
これまでの機能からさらに充実を図ってま
います。機能充実に伴いまして、成果指標
についても新規に設定することといたしま
した。

続きまして、56ページをご覧ください。

施策2-2子育てと仕事の両立支援となり
ます。待機児童解消に向けた保育、学童の取
り組み、また、ワーク・ライフ・バランスの
取り組みについて、第1期から引き続き進め
てまいります。さらに、この施策に関連する
事業として、専門部会でもご意見いただきま
した父親の育児についての視点も重要であ
ると考えまして、ワーク・ライフ・バランス
での男性向けの講座、イベントを活動指標と
して設けるとともに、ファミリー学級や子育
てサロン、子育てブログを再掲事業として掲
載をさせていただき、改めて父親の育児につ
いて焦点を当てております。

60ページ、施策2-3困難を抱える子育
て家庭の支援、虐待防止となります。困難を
抱える子育て家庭の支援の視点ということ
で、児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親
等医療費助成の事業、今までございましたが、
ひとり親に対する支援制度の大もととなっ
ている児童扶養手当に絞って事業を掲載さ
せていただいております。他の事業について

は第1期から引き継いでいます。

最後に63ページ、施策2-4になります。
安全・安心に子育てのできる生活環境の整
備となります。

基本的に事業は第1期計画から引き継い
でおりますが、子ども・子育てサービスを網
羅している、足立区子育てガイドブックを普
及していく必要があると判断しまして、新規
事業として掲載しております。計画にあった
赤ちゃん休憩室につきましては、この計画か
らは除きましたが、ガイドブック内にも記載
等ございますので、そちらを紹介しつつ、整
備についても引き続き進めてまいります。

第4章の最後、66ページをご覧ください。
こちらで施策の成果指標とこれに連なる事
業、事業内容、活動指標、それぞれの指標の
点について詳しく伝えさせていただきました。
見開きで施策別に一覧で見られるように
工夫いたしました。こちらについても1点補
足をさせていただきます。

75ページをご覧ください。

上から3つ目、事業ラインナップの3つ目
のところ、妊産婦家庭訪問事業、これを例に
させていただきたいと思っております。右のほうに
いただいていたいて、現状値と目標値という
ところを見ていただくと、括弧内のところ
ですが、現状よりも目標が下がっております。
活動の指標としては、現状より本来は上げて
いくべきものなのですが、人口推計から判断
して、対象者数がそもそも減っているもの
については、目標値が低減してしまうとい
うことで、こういう事由のあるものにつ
いては、後ほどその事由を掲載するよう
にいたしますので、ご了承いただきたい
と思っております。

その後、第5章については、先ほどご審
議いただいた確保方策になります。これは
計画に必須の記載事項となります。

内容についてのご説明は以上となります。

今後ですが、今回委員の皆様からいただいたご意見等踏まえまして、改めてわかりやすい表現、体裁等について引き続き庁内で精査を進めさせていただき、事業計画としてまとめた上で、11月にパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。その際に、1点ご了承いただきたい事項がございます。素案の第4章、43ページなどになりますが、施策に掲載されている指標の現状値などについて、31年度の現状値が記載されているものがあつたりしますので、改めてチェックさせていただき、修正した素案のパブリックコメントを行わせていただきたいと思います。この修正も含めまして、パブリックコメントの内容と対応について、次回12月の第4回専門部会で再度ご審議いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございます。

こちらの画面に出ている計画全体のところは、前回お示しいただいたものということですのでよろしいですね。

では、それぞれのご意見を伺っているというところで、本日出させていただいている仮称という案とついている事業計画のほうは、来年度から5カ年ということ念頭に、こういったことを計画して、こういった事業をやっていきますよというところですね。それを来年度から見させていただいて、お示しをしていく必要があるという形で、冊子にまとめている案という形でご理解いただければと思います。

ご説明いただいていたけれども、36ページをあけていただきますと、来年度からの5カ年ですけれども、体系図が出ています。

大きく施策群というところで、子どもに対して、そして親に対してという2つに分かれています。各群でそれぞれの4つの施策がついているという形になっています。

38ページを見ていただきますと、考え方として8つの施策に対してそれぞれ成果指標がついているということが多分今回の大きく見え方として工夫されていることというところですね。しかも、そこにはさまざまな事業がくっついていて、各部の指標が示されているという形になっています。

42ページをあけていただいて、例えば読書活動のところ、今の現状と書かれていまして、現状を踏まえて今後こういうことがまだまだ必要だろうという方向性ととも、だからここのことを大事にして実施していきたいということが書かれていて、それに対して43ページ、44ページのところで、そのためにこういう事業をしますよということが示されている。その事業に対して成果指標、評価をするときに、こういう視点で評価をしたいと思いたいというそういった形で、それぞれの施策について計画を示しているということが今回の大きな改定のところの見え方ですね。その工夫されているというところでご理解よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本件について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

中嶋委員。

中嶋委員

小規模保育室連絡会の中嶋です。

私、一時保育、あるいは一時預かりのどちらが正しい言い方なのかかわからないんですが、この件についてお伺いしたいんですが、まず、前回の審議事項で配られましたA4横の27ページになります4-1幼稚園在園児

の一時預かり等の利用というのと、4-2 幼稚園在園児を除く不定期の一時預かり等の利用のこの一時預かりの意味は違いますか。

菊地子ども政策課長

意味合いは違っておりまして、4-1 に関しましては、幼稚園に在籍される方の一時預かり事業、4-2 については、その方を除いたスポット的な一時預かり事業のものということで記載させていただいております。

中嶋委員

ということは、幼稚園にも保育園にも入っていない方が利用できるのは、4-2 という位置づけでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そこで、27 ページの指標の中では、確保方策の内容のところ、量の見込みに対して既に供給量は整備されていますと書かれています。それは何をもって量の見込みに対して既にという形なんでしょうか。アンケートで一時預かりを利用したいという方から算出したということでしょうか。

菊地子ども政策課長

まず、量の見込みについては、前段で実施しているニーズ調査がありますので、ニーズ調査に基づいてそういったものをスポットで利用したいという方のニーズがどれくらいあるかというのを図っております。対して確保方策につきましては、そこで記載させていただいているように、それに対応するようなサービスを提供してございます。どれくらいの定員数、枠というサービスの提供量を持っているかについて、各部署の合計とさせていただいております。確保方策、提供できる総量と、ニーズに基づいた量の見込みというものを比較したところ、十分にサービスの供

給量は足りているという記載となっております。

中嶋委員

この事業は、保育園にも幼稚園にも預けられていない、家庭で育児されていらっしゃるママを支えるとても大事な事業ではないかと思うんです。私のところで一時保育を行っていますが、ニーズはすごく多くて、断り切れないくらい。断らなければいけなくて、やむを得ず最近、預かれる日だけホームページにアップして、それに対応しているんですけども、せっかくこの事業をやっているのに、切れ目のない支援のところ、一時預かり、一時保育について一行も出ていないのは一体どうしてなのでしょう。

今私が言いたいのは、子育て支援事業計画の中の36 ページの中でいいますと、2-1 が妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実と書かれています。そして、その詳細の事業については、55 ページに書かれています。育児に不安を持つとか、育児に行き詰ったとき、何が大切かということを一回どこかに子どもを預けて落ち着かなければいけないという子育てをしている母親の気持ちというのを私はすごく理解ができるし、そういう方たちのために、一時預かりがもっと普及してほしいなと思っているんですけども、せっかく妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援というところの項目が書かれているのに、しかも、実績でこの中では、不定期の一時預かり等の利用ということが書かれているのに、どうしてこの項目の中に出てこないのかな、何かもったいないし、せっかくやっているのであれば、十分供給量は整備されているというこの表現が、私の肌で感じる実感では、そんなことはあり得ないと思わざるを得ないんですけども、ど

こまで家庭で育児をされている核家族の世帯の母親の気持ちを理解して言うてくださっているのかなと思うと、ちょっと悲しい気がするのですが、ぜひここに一時預かりについて項目を入れ、それから、どこでも手を挙げて、区民の方が困ったときに、助けて預かっていたような仕組みにしていただければと思います。

菊地子ども政策課長

中嶋委員のご指摘、もっともだという部分、ございます。親支援ということで、そういったニーズが高いところ、十分承知しております。体系的な中で、2-1ののもと、2の部分で妊娠から出産、子育てを切れ目なく支えるという大きな親支援というか、カテゴリーがあって、そこからそれぞれの事業というふうによら下がっていくわけなんですけれども、確かに2-1の部分、子育て支援の充実、切れ目ない支援ということで、一時保育の部分はそこには記載はございません。2-2の子育てと仕事の両立の支援ということで、働き方を背景としたというカテゴリーに入っており、その中での保育サービスの確保という中で、一時保育を入れておりますので、2-1の部分では、記載が弱い部分があるかなと思います。先ほど2期の計画の一つの柱立てとして、つなぐところを重要視するというので、保育園児の機能を2-1の部分に入れておりますけれども、そういった個別のニーズを捉えてほかの施策につなぐというところでまずは対応させていただいて、あとは2-2の保育サービスの中、例えば一時保育ですとか、そういったサービスをつないでいくというような視点をここに入れさせていただいております。決して全てが切れているということではなく、本もとのところではそういった思いというか、ニーズについて捉えて

入れているというところとなっております。

ただ、委員のおっしゃる現状というところも踏まえて考えておりますので、計画全体の中では網羅させていただいていると回答させていただきますと思います。

中嶋委員

2-2は子育てと仕事の両立支援になっていて、2-1は先ほど親支援という言葉をお使いになっていらっしゃるけれども、一時預かり、一時保育は基本的には親支援です。なので、保育施設で行っているかもしれないけれども、親支援の事業であるということがわかれば、あるいは区民がそういった足立区が事業をしているということを周知する、あるいは、私の実感では、ほとんどのものは今はインターネットで調べて、一時保育をしているところを片っ端から電話をして、行き着いて行って、区立保育園が一時保育を行っているので、加賀保育園をご紹介したら、そこはもう電話をしました。しかし、朝の10時からしか預かってくれません。夕方4時までしか預かってくれないので、預けられなかったんですというような、いかに一時保育の数をしていたとしても、その内容がそれでいいのかどうかということも改めて考えていただいて、親支援をしていただければいいなと思っています。

菊地子ども政策課長

量の見込みに対して確保は十分だと、数字上のものは当然出してはいるんですけども、ただ、各エリアですとか、園ですとか、足りていないその状況というのも聞いてはおりますので、委員ご指摘のところを踏まえて、きちんと利用者の方に届くような周知方法を含めて対応したいと思います。

大高委員

計画の記載の仕方だと思う。だから、重複して、要するにばちっと切れない施策があるでしょう。それは重複して、何しろかぶっているわけだから、再掲するような形で一言コメントを入れるということで、事務局のほうで扱ったらいかが。

菊地子ども政策課長

ありがとうございます。そのような形で預からせていただきたいと思います。

齊藤部会長

ほかにはご意見いかがですか。

高祖委員。

高祖委員

48ページの特別な支援を要する子どもの影響というところで、数字が相談件数が結構ふえている、26年と30年ということで比較されておりますけれども、相談件数が増えていることによる職員というか、組織の体制強化みたいなものがされているのかどうかということと、あと、その4行下、受診率が微減ということで、ちょっと減っているというところで、受診勧奨を行っておりますということなんですけれども、受診勧奨というのは具体的にどのようにされているのかなということと、あと、今後の方向性のところで、3行目、親の理解を深める取り組みを継続していきますというところ、ここもちょっと具体的に教えていただければと思います。

あともう1つ、別なところですけども、75ページ、こんにちは赤ちゃん訪問事業というところは、妊娠、出産後のところでとても重要なところだと思うんですけども、かなりやっつけてくださっていると思うんですが、

目標値のところで、足立区全体の出生数に対する割合が結構9割以上いっているの、どのくらいカバーできているのかというところもお話いただければと思います。

上遠野子ども支援センターげんき所長

それでは、まず最初に、子ども支援センターげんきのほうから、発達相談の件数が増えているんだけど、体制強化はどうしているのかというお話についてご回答いたします。

この間、本当に相談件数が増えておりました、私どもげんきでも、実際に相談を受ける福祉職、それから検査などを行う心理職、また、非常勤の職員も含めて職員の人数は増えております。それぞれ毎年のように常勤職員も増員しておりますし、非常勤の相談員も増やしているという状況で、ただ、さらに今後そういうご相談が増えてくると、また体制強化していかなければいけないかなと思いますが、確実に体制は強化してきているという状況ではございます。

以上です。

西山保健予防課長

保健予防課、西山でございます。

75ページのこんにちは赤ちゃん訪問事業のカバー率でございますけれども、ほぼ100%カバーしてございます。ただ、一部特段来ていただく必要がありませんというご回答をいただいた家庭もありますので、そこには訪問してございません。

齊藤部会長

回答のほうは以上でよろしいですか。

それでは、ほかにご意見のある方いらっしゃいますか。

小谷委員

東京未来大学、小谷です。

1つ目はギャラクシティの利用についてなんですが、私どもの大学も一緒にいろいろ仕事をさせていただいていますが、利用者が減っているということで、区においてはこういうふうに捉えられているのでしょうか。今まで都内の方の利用はとても多くて、それで、今適切な量になっているという考えでしょうか。

もう1点は、ちょっと違うんですが、困難を抱えるご家庭というところで、望まない妊娠についてお伺いしたいんですが、6月に実は東京未来大学のすぐ近くの堀切で、胎児の遺棄事件がありまして、8月末くらいに、高校生の子が逮捕されるということでありました。逮捕というか、母親が。それで、それを学生とも話したんですが、望まない妊娠というところで、そういう人たち、どうしても虐待死につながりやすいということなので、そういうことを区として、望まない妊娠とか、妊娠した人をどういうふうにサポートするのかということも考えていかないといけないのではないかと、私を思うんですが、切れ目ない支援というところで、望まない妊娠であった場合の支援ということも区としては考えていることなんでしょうか。実際に事件として起きているので、足立区の方かどうかわかりませんが、実際にそういうこともあるので、区としてはどういうふうに考えているのか教えていただきたいと思います。

1点目はギャラクシティのことです。管轄は違うかもしれないですけども。

吉野地域文化課施設経理係長

地域文化課長にかわりまして、文化施設係長より回答させていただきます。

ご指摘のとおり、昨年度指定管理者の交代がございまして、人数は確かに減っております。ただし、今後事業等を充実させまして、増やすということを目指しておりますので、今後そういった事業の内容を含めまして充実させていきたいと考えております。

西山保健予防課長

先ほどの望まない妊娠に対する対応でございませけれども、私ども、そういったことを妊娠届の際にアンケートをとってございまして、それらに対する心理的なフォローアップ等をやっております。

小谷委員

それではなく、妊娠したことが言えない子たちです。妊娠して相談に行ける人はいいいんですが、妊娠したことを誰にも告げずに妊娠の時期、妊婦になってしまって、産むか産まないかというところ、友だちと相談して、産んでしまって川に捨てるということになってしまっているという現状なので、その妊娠の届け出の問題ではないんです。

西山保健予防課長

その点に関しましては、医療機関等と昨年度から会議体をもちまして、顔の見える関係をつくって、妊娠が確定して、これはもしかしてフォローアップから抜けるかもしれないという方は、個別に連絡をとっていただいております。

小谷委員

なので、病院にも行けない子どもとか、そういう別のフィルターをフォローする場所をつくってほしいなというふうにすごく思います。そういう病院にも行けないし、誰にも相談できないような若い子たちでも、逆に

40代とかでも中絶とか多いんですけれども、そういう人たちの受け皿になるような、虐待死をさせないような取り組みというのをぜひこれから入れていただきたいと思った次第です。

回答というか、望んでいること。

齊藤部会長

そろそろこのあたりでよろしいでしょうか。

三浦委員。

三浦委員

三浦です。

私ずっと10年以上にわたって母親支援をしてきて、日々のお母さんたちの相談をずっと聞いてきているんですけれども、その中で今すぐここに入れられるかといった入れられないかとも思うんですけれども、最近、発達障がいのお母さんが子どもを抱えて苦労しているという相談がすごく増えてきているというところで、母親の発達障がいの人の支援と、あともう1つ、外国人のお母さんたちからの相談がすごく増えてきているので、外国人のお母さんたちに対する支援策を今後考えていっていただけたらいいなと思っています。よろしくをお願いします。

菊地子ども政策課長

まず、発達障がいのお母様への支援というところが、今お子様への支援という視点は入れているところですが、お母様になったときの支援というのは、具体的な記載はございません。ただ、いろいろな関係機関へつながって連携して支えていく親支援の部分がございますので、そういったところで、ASMAP事業ですとか、ハイリスクの方へのサポートというのは行っておりますし、なるべくそう

いう方をいろいろな関係機関で支えていくというところは、この中には一応趣旨としては盛り込んでいるかと思えます。今後そういった視点も踏まえて事業展開していきたいと考えております。また、外国の方への支援というところも、各施策に外国の方がたくさん関連してきますので、各事業ごとの対応はなかなか難しい部分がございます。現在、横断的なものはありませんが、各施策の中で外国の方（お子さん、両親）への支援という視点は踏まえた形で対応していく必要があると思っております。評価の際にも、その視点は加えていきたいと思っております。

大高委員

せっかくのご意見だから、また事務局でお預かりして、次のときまでに一定のコメントを用意して対応するようにしたら。

先ほどの先生からの提案もあるじゃないですか。

菊地子ども政策課長

事務局のほうで、いただいたご意見につきましては、次回またお返ししたいと思います。

齊藤部会長

それでは、さまざまいただいていると思いますので、それを踏まえて課題として、表現できそうなところは次年度いただいて、もう一つ、それぞれの施策のところのつながりを大事にされているということでしたので、そのつながりが全くわからない人にも見えやすくなるような表の含めたところの表現の仕方の工夫をしていただくというところで、また努力をしていただくというところを踏まえて、今回来年度を含めてこの事業案を出さないといけないという状況があります。

先ほどの話等にまとめ方の工夫を今回新たにされているところもありますので、課題は課題としてまた次回出していただくにしろ、まとめ方としてはこの形で進めさせていただいていかといったところを審議いただきたいと思います。

本案の形の進め方、また、まとめ方でご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

齊藤部会長

では、異議ないものとして進めさせていただきますので、お願いいたします。

続きまして、審議・調査事項の(3)です。家庭的保育事業の認可手続及び利用定員の確認についてを安部子ども施設入園課長よりご説明をお願いいたします。

安部子ども施設入園課長

おはようございます。子ども施設入園課長の安部でございます。

資料は4ページ、5ページになりますので、お開きください。件名、所管の課名は記載のとおりでございます。

内容でございますが、足立区における保育ママと呼ばれる家庭的保育事業は147名おりますが、基本的に区として認可をしておるところでございますが、認可の要件として給食の提供というものがございまして、給食の提供ができていない保育ママにつきましては、認定要件を満たしておりませんで、認定保育ママという形で保育をしていただいております。このたび、その認定保育ママのうち、お一人で給食提供が10月からできるようになりましたので、認可を区としてしたいというふうに思っておりますので、この場でご審議をいただきたいというものでございます。

1、認可手続についての(2)の経緯というところをご覧くださいませでしょうか。認定保育ママといいますのは、子ども・子育て支援法が成立した後に保育ママになった方で、給食提供ができていない方については、認定保育ママにという形で、当初は15事業者おりました。そのうち、ご家庭の事情で1事業者おやめになってしまっていますので、14事業者という形になったんですが、平成30年度から家庭的保育事業の給食提供というのを段階的に開始しております、そのうち平成31年4月に14名の認定保育ママのうち3業者がこの場で昨年度ご審議いただきまして、認可の保育ママ等に移っているところでございます。

今回さらに1事業者が自分のところで給食をつくるわけではなくて、既に給食をご提供いただいている保育ママのほうから給食をご提供いただいて、その保育ママのほうの給食を提供するという形、我々コンソーシャルと呼んでいるんですが、そういった形で給食ができるようになりましたので、認可の要件を満たすこととなりますので、11月から認可を公認したいというものでございます。詳細につきましては、右の5ページをご覧くださいいただきたいんですが、家庭的保育事業者、該当家庭的保育事業者については、記載のとおりでございまして、そのほか職員配置であるとか、面積であるとか、そういったところは既に満たしておりますので、保育も28年から定期的実施しておりますので、保育等については問題がないと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

それでは、ご質問ありませんでしょうか。特にありませんか。

それでは、本案のとおり進めていくという

ことでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

齊藤部会長

では、異議ないものとして進めさせていただきます。

続きまして、審議・調査事項(4)について、古川学校支援課長よりご説明をお願いいたします。

できるだけポイントを絞ってお願いできますでしょうか。

古川学校支援課長

学校支援課長、古川と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、説明に入る前に、本資料の送付につきまして、大変遅延したことをおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、早速審議・調査事項(4)についてご説明をさせていただきます。

一番下に追1と書かれたA4、1枚の資料をご覧くださいと思います。件名につきましては、新・足立区放課後子ども総合プランの策定についてでございます。所管部課名は記載のとおりでございます。

昨年9月に文部科学省と厚生労働省が放課後子ども総合プラン、これを1年前倒して新たなプランを策定いたしました。これを受けまして、足立区では、現在もっております足立区放課後子ども総合プランを改定、新規に策定するものでございます。

記書きの1番でございます。国の支援プランの主な目標といたしましては、(1)に2023年度、令和5年度末でございますけれども、30万人分の学童保育室の受け皿を整備するというのが1点、2点目が(2)に書いてございますけれども、校内での学童保育室の設置を進めることということで、1

万カ所以上を実施すること。(3)でございますけれども、学童保育室の新設の際は、学校内に約80%をつくりなさいというようなものでございます。

2番でございます。区の新プランの計画期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間でございます。

4番目の新プランの策定スケジュールでございますけれども、本部会でお諮りいただいた後、パブリックコメント、11月を予定して、来年3月までには策定をしたいというものでございます。

恐れ入ります冊子をご覧くださいと思います。

審議・調査事項(4)の1でございます。新・足立区放課後子ども総合プラン骨子案と書かれたものでございます。まず、1ページ目、2ページ目につきましては、この新プラン策定の背景を書かせていただきました。続きまして、7ページをご覧くださいなのですが、このプランの体系図をのせさせていただきました。足立区基本計画からの流れを図示したものでございます。

10ページをご覧くださいと思います。このプランのメインとなります学童保育室と放課後子ども教室の整備目標を簡単に記載させていただきました。1番の(1)でございます。学童保育室の整備につきましては、現在114室ございますけれども、令和6年度末までに129室に増やしてまいります。

(2)放課後子ども教室の全学年実施でございます。今68校、これは来年2月予定でございますけれども、全足立区の69校のうち68校が1年生から6年生までの実施をしております。残り1校につきましては、現在できておらない状況でございますけれども、令和6年度には全小学校で1年生から6

年生までの実施を目指してまいります。

なお、67校と記載させていただいているのは、現在適正配置計画に基づきまして、小学校4校を2校に統合する計画が動いておりますので、67校と表記をさせていただきました。

(3)でございますが、学童保育室と放課後子ども教室の一体型ということでございます。現在69校中30校に校内学童がございますけれども、令和6年度には全小学校の半分、ここに設置をしてみたいというものでございます。

11ページ以降は、ただいま申し上げました整備目標についての詳細な記載でございます。ご確認いただければ幸いです。

私からは以上でございます。

齊藤部会長

それでは、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

ありませんか、よろしいですか。

それでは、本件に当たりまして、このまま進めさせていただくということでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

齊藤部会長

異議なしということで、進めさせていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)足立区の待機児童解消アクション・プランの改定について。

ご説明をお願いします。

櫻井待機児童ゼロ対策担当課長

待機児童ゼロ対策担当課長です。足立区待機児童解消アクション・プランの改定について説明させていただきます。

まず、6ページをお開きください。

この待機児童解消アクション・プランにつきましては、平成29年から3カ年計画としまして、来年4月の待機児童ゼロを目指しております。今回最終年度として改定を行わせていただいております。

まず1つ目でございますけれども、整備計画の検証としまして、妊娠届け出時の意向調査や子ども・子育て計画で行ったニーズ調査などから、令和2年4月に予測される保育需要、それと、今年度の施設整備を含めた計画定員、これを比較しまして、需要を満たすことを確認しましたので、それにより、来年4月の待機児童ゼロを実現できると考えております。

下段にあります年度別整備定員数につきましては、昨年の実績にあわせ更新を行ったものでございます。

続きまして、7ページでございます。待機児童解消に向けた取り組み事業などの新規や拡充などを含めた更新の記載になっております。新規の取り組みとしましては、2の

(1)保育士の永年勤続褒賞など、新たな取り組みを行いながら3の(1)にあります家庭的保育の給食提供の事業者拡大など、拡充を行っている事業等を記載させております。

また、これまで行っている取り組みにつきましても、本部の中では昨年度の実績などを踏まえ、内容の更新を行っております。

記載にされているページにつきましては、アクション・プランの中のページでございますので、後ほど確認いただければと思います。

また、7ページの下段からでございますけれども、来年度以降の取り組みを記載させていただいております。来年4月の待機児童ゼロを目標にした計画でございますけれども、この待機児童ゼロを継続するために、今後の

取り組みとしまして、おおむね5年の課題と長期課題などを挙げさせていただいております。課題としましては、今月から幼児教育・保育の無償化が実施され、また、消費税率の引き上げ、また、景気などにより保育需要の変化が出てきますので、今後も継続して保育需要等を確認してまいります。

また、少子化により就学前の人口が減少してまいりますので、今後定員に余剰が出てくることもございますので、定員のあり方につきましても、継続するよう取り組んでまいります。

まずは来年4月の待機児ゼロを目指し、以降も継続するよう取り組んでいきたいと思ひ、アクションプランの改定をさせていただいたところでございます。

別添資料としまして概要版と本編につきましては後程ご覧ください。

説明のほうは以上となります。

齊藤部会長

ありがとうございます。

それでは、ここから報告事項と情報連絡事項、あわせての質疑となります。余り時間がありませんので、少し限定してお願いいたします。いかがでしょうか。

特にありませんか。

それでは、ないという形で進めさせていただきたいと思ひます。

ここで質疑を終了させていただきます。貴重なご意見ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

円滑なご協力ありがとうございました。

菊地子ども政策課長

齊藤部会長、ありがとうございます。

それでは、最後に事務局から連絡事項、3点

ございます。

まず、1点目、次回の日程についてですが、第4回子ども支援専門部会は、12月13日金曜日14時からとなります。

会場が変更となっております。これまでのご案内では、庁舎外の会場ということでご案内しておりましたが、今回は区役所13階南館大会議室Aで開催いたします。

また、通知文等で記載をさせていただきますが、会場変更になっていること、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目、本日の会議録についてですが、後日委員の皆様方に送付させていただきます。内容をご確認いただきまして、誤りなどございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

最後に、本日お車でお越しの方、いらっしゃいましたら駐車券をご用意しております。出口で事務局職員へお声かけください。

それでは、本日の子ども支援専門部会を終了いたします。

大変長時間ありがとうございました。